

である。さらにその利用者を受け入れる適切なケア提供者が、このアセスメントで示されたケアを提供した場合には、AWBZ は支払いを行うということも意味している。しかしケア提供機関に対して、アセスメント機関も利用者もその受け入れを強制することはできない。利用者がもし認められたケアを受け取ることができない場合、CO（後述）に苦情申し込みをしその介入を求めることができる。

オランダでは2001年現在ニーズアセスメントの仕方が変更される移行期に当たっている。以前はホームケアのアセスメントはホームケアの専門家が行い、高齢者の施設ケアについては特別なアセスメント機関が行っていた。1998年以降の新しいシステムでは、RIO 地域アセスメント機関とよばれる独立組織が設けられた（Regional Indicatie Orgaan, Regional Assessment Organization）。それぞれの地域内の市町村は RIO 設立の責任を持つ。これは古いアセスメント機関の統合によって作られつつある。現在では新しい RIO が 83 あり、これは約 60 にまで減少する予定である。実際的な最低の担当地域の規模は約 10 万人と考えられている。人口 40 万人以上の大きな年が独自の RIO をもうけていることもあって、平均の人口規模は 25 万人となっている。担当地域の大きさはもっぱらその市町村によって決定され、ホームケア担当地域や保健ケア計画の地域と一致しなくもよいことになっている。

新しいニーズアセスメントシステムのもとでは、かつてのように施設在宅でのサービス提供が可能かどうかといった提供サイドのことを念頭に置いてのアセスメントではなく、利用者の状況に応じてのアセスメントを行う。そして、このアセスメントで必要と認められたサービスはどの提供者でも提供できる（管理法令の枠内で）。また RIO はサービス提供者からも設置者である市町村からも、さらに支払いをする保険者からも独立である。

RIO は正式には最低 5 つの分野を代表するメンバーで構成される。それは患者・ケア利用者組織、ケア提供者、開業医組織、健康保険機関（CO）そして市町村代表者である。（CO は、その地域の一つの保険会社を指名して AWBZ の運営を任せているものである）この RIO はニーズアセスメント専門家を雇用する。このスタッフの専門性についてはアセスメント規則でも明確には述べられておらず「専門的であること」とされているだけである。実際には看護、ソーシャルワーク、老年心理、そして社会老年学が含まれる。

アセスメントでは申請者を次の項目について調べる。

全体的な健康状態、病気に伴う身体的障害、住宅その他の環境、心理的社会的機能状態、現在利用しているインフォーマルおよびフォーマルなケアの種類と程度、およびその継続や拡大の可能性。

この検査のために申請者には既存の医学的情報を提供するよう求められることもある。あるいは、治療中の機関から情報を得ることについて同意するよう求められることもある。

施設への入所が期待されている場合、アセスメントは専門家のチームによってなされなければならない。緊急入所が必要とされる場合には、アセスメント検査は行われぬ。

現在のところ全国一律のアセスメント道具は存在しない。しかし実際上手続きに大きな違いは存在しない。手段や手続きはおおむね ICIDH（国際障害分類）に基づいている。また専門職の間での手続きや標準についての合意があるので、そのためにもある程度の統一

性はある。統一的な評価表と評価手段を規則に含めるべく、準備中である。

RIO の決定は申請者が受けることができるケアの種類をのべる。決定にはさらにそのケアの緊急度や、そのケアと同様な効果を持つほかの種類ケアを受ける場合の代替となりえるケアについても記載する。ただしこの場合のケアにはパーソナルバジェット（利用者への直接支払い）は含まれない。これはホームケアのニーズがアセスされた人のみに当てはまり、申請者と CO との間で交渉して決められるものであるから。また、AWBZ のケアとは違うケアの必要性が認められた場合、そのことを決定に記載する。また申請者にはいかなるケアも必要ないという決定もあり得る。

決定には有効期限が明記される。しかし長期の施設ケアなど有効性は無期限である場合もある。緊急入所のためにアセスメントが省略されるのは、4 週間に限られる。

参考文献

Wim van Oorschot, "International Comparison of Disability Definitions: The Netherlands," 2001

WSZ and VWC, A short survey of social security in the Netherlands, July 1998

Landelijk Institute Sociale Verzekeringen (LISV), Jaaroverzicht Arbeidsgehandicapten 1998, August 2000

佐藤久夫 1999.3 「オランダの介護保険制度改革の動向：アセスメントとケア認定のプロセスを中心に」、日本社会事業大学社会事業研究所編・発行「要介護高齢者の在宅ケアマネージメント・システム等に関する国際比較」所収、pp31-48

10 アメリカにおける障害（者）の法的定義

佐藤久夫

（1）権利擁護

障害者差別禁止法（障害を持つアメリカ人法、ADA Americans with Disabilities Act of 1990, PL 101-336）

第3項（定義）（2）障害(Disability)で次のように定義している。

「障害とは、個人に関連して、次の意味である。主たる生活活動の1つ以上を実質的に制限する身体あるいは精神の機能障害(impairment)、そのような機能障害の過去の記録、あるいはそのような機能障害を持つと見なされること。」

そしてこのような「障害」をもつ人の中でこの法律で守られるのは「資格のある障害者」とされ、その定義は状況・場面によって異なる。

雇用場面では、「資格のある障害者」とは適切な配慮があれば、あるいは適切な配慮がなくても、現有のまたは希望する職務にともなう本質的な機能を遂行できる障害者を指す。

（101条8）

公共サービスでは、「資格のある障害者」とは、障害を持つ個人で、規則・政策・実施の適切な修正、あるいは建築・コミュニケーション・交通障壁の除去、あるいは補助具やサービスの提供があれば、あるいはなくても、公共事業体の提供するサービスを受けたり、事業や活動に参加する本質的な資格要件を満たしている人を指す。（201条2）

（2）所得保障

社会保障障害保険 SSDI と補足保障所得 SSI

この2つは社会保障税（保険料）支払い要件(SSDI)や所有資産制限（SSI）などの違いはあるが、障害認定の点では共通している。受給資格を決める障害の定義は、「12ヶ月以上継続したか継続することが予想される、あるいは死に至ることが予想されるような、医学的に証明できる身体的または精神的機能障害（impairment）のため、実質的稼得活動（substantial gainful activity）ができないこと」である。

いずれも連邦政府の社会保障地域事務所が申請を受けて保険加入状況や収入などの審査をし、州機関である障害認定サービスが実質的稼得活動の制限が真に障害によるものであるかどうかを判断する。この判断は、具体的には医師又は心理士のどちらかと障害調査官の2人で構成される判定チームが、かかりつけの医療機関からの情報や（必要に応じて）追加的な検査の結果をもとに行う。この過程では、機能障害が日常生活にどのような影響を及ぼしているかについての教員、ソーシャルワーカー、雇用主、言語治療師などからの情報も活用される。

しかしすべてのケースについて機能障害による実質的稼得活動の制限を評価する負担を減らすため機能障害認定基準が用意されており、特定の種類・程度の機能障害があれば（かつ12ヶ月以上の継続が見込まれば）その人は自動的に受給資格ありとされる。しかしこのリストに該当しないから自動的に受給資格が否定されるわけではない。リストは完全に

網羅的ではないし、重複障害の場合などもあるからである。

たとえば、「てんかん」の「大きな運動発作」では脳波所見に加えて「3ヶ月以上の治療にもかかわらず月1回以上の、意識喪失を伴う昼間の発作か日中活動を著しく困難にする残余症状を示す夜間発作があるもの」などとされている。

日本の障害年金の認定と比較すると、実際に働いているかどうか、どの程度稼いでいるかを問題にしている点と、「能力」を「労働能力」で見ている点が異なる。

付属資料：各国のGDP等基礎資料

	日本	ベルギー	カナダ	デンマーク	フランス	フィンランド	ドイツ	ノルウェー	スウェーデン	オランダ	イギリス	アメリカ
面積(万km ²)	37.8	32,545	997.1	4.3	54.7	33.8	35.7	38.6	45	4,184	24.3	962.8
人口(万人)	12,759	1,031	3,001	541	6,168	524	8,250	461	901	1,620	5,923	28,142
GDP(国内総生産)	498兆円	3,515億ドル	12,933億加ドル	1,612億ドル	17,150億ドル	1,619億ドル	n.a.	2,209億ドル	2,840億ドル	4633億ユーロ	21,259億ドル	117,343億ドル
1人当たりGDP	391.1万円	29,300ドル	40,833加ドル	29,231ドル	27,217ドル	31,100ドル	26,760ユーロ	48,400ドル	33,649ドル	28,821ドル	30,244ドル	37,622ドル
経済成長率	1.1%(2004)	2.9%(2004)	2.8%(2004)	2.4%(2003)	0.5%(2003)	3.6%(2004)	1.6%(2004)	0.418%(2003)	3.5%(2004)	1.7%(2005)	3.2%(2004)	4.2%(2004)
物価上昇率	0.0%(2004)	1.9%(2004)	1.9%(2004)	2.4%(2004)	2.1%(2003)	0.2%(2004)	1.8%(2004)	0.4%(2004)	0.4%(2004)	0.7%(2005)	1.3%(2004)	2.7%(2004)
失業率	5.3%(2003)	7.8%(2004)	7.2%(2004)	6%(2004)	9.4%(2003)	8.8%(2004)	9.5%(2004)	4.5%(2004)	4.9%(2004)	5.0%(2005)	4.8%(2004)	5.5%(2004)
老年人口比率	19.9%(2005)	n.a.	12.6%(2002)	14.8%(2002)	16.3%(2002)	n.a.	16.4%(2002)	n.a.	17.3%(2002)	n.a.	15.9%(2002)	12.3%(2002)
国民負担率	35.9%(2005)	64.8%(2002)	48.6%(2002)	73.8%(2002)	63.7%(2002)	64.3%(2002)	53.7%(2002)	59.3%(2002)	71.0%(2002)	56.8%(2002)	47.7%(2002)	32.5%(2002)
通貨・為替レート		1ユーロ=140円	1加ドル=100円	1クロネ=18円	1ユーロ=140円	1ユーロ=140円	1ユーロ=140円	1クロネ=17.67	1クロナ=16円	1ユーロ=140円	1ポンド=200円	1米ドル=112円

国民負担率=(租税負担+社会保障負担)÷国民所得

国民所得=国民純生産から間接税を引き、政府補助金を加えたもの。

国民純生産=国民総生産(国内総生産+海外の日系企業・日本人の生産)から減価償却費を引いたもの。

出典：外務省、財務省ホームページ

Ⅲ. 研究成果の 刊行に関する一覧表

当該年度 該当報告無し

IV. 研究成果の 刊行物・別刷

当該年度 該当報告無し

V. 調查票



第1回

障害者生活実態調査

平成17年(2005年)

調査にご協力いただく皆さまへ

このたびは、調査にご協力いただきまして、まことにありがとうございます。

この調査は、研究者グループ「障害者生活実態調査研究会」が厚生労働省の研究補助金を得て実施する調査です。

ここでは、障害者の生活実態を、家計の側面と生活時間の側面から、既存調査の家計調査及び国民生活基礎調査の結果と比較検討することで、明らかにすることを目的としています。そして、障害のあるなしで、生活実態—家計と生活時間—の差異がどのように生じているのかを把握することで、障害者の自立のための施策を検討することを目指しています。

本調査の趣旨をご理解いただいた上で、ご協力をどうぞよろしくお願い致します。

なお、この回答は今回の研究をまとめる目的だけに用いられます。調査員にたいしてもプライバシー保護の指導を徹底し、個人の情報が他にもれることは絶対にありませんので、どうぞ安心してありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

(調査の詳しい説明は、次ページをご覧ください)

なお、この調査票は当研究会が派遣する調査員が皆さまのお宅にうかがい説明してご回答いただくようになります。ご不明の点は調査員におたずねください。

記入上のお願い

- 1 この調査票は調査依頼が事前に届いた18歳以上65歳未満の方に答えていただくためのものです。
- 2 平成17年(2005年)11月1日 現在の事実について、ご記入ください。
- 3 回答のしかたは、あてはまる番号に○をつけるものと、必要なことごとを書きこむものがあります。

厚生労働省
国立社会保障・人口問題研究所
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3
日比谷国際ビル6階
電話 (03) 5253-1111 内線4413
主任研究官 勝又幸子 (企画部第3室長)

調査員記入欄		
調査年月日	調査員氏名	番号

§ 調査についてのご説明

◇ 障害者生活実態調査とは？

平成 17 年度に厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）の採択を受けた研究者のグループ「障害者生活実態調査研究会」が行う社会調査です。調査票は 4 つにわかれています。詳しくは別紙 1 をご覧ください。

◇ 調査の目的

本調査の目的は、障害者の生活実態を家計面と生活時間面から把握することです。現在、障害者全体の生活実態を把握するために実施されている公的な調査はありません。しかし、2007 年 4 月には全国の市町村において障害者計画策定が義務づけられ、今後自治体は独自の計画に基づいて障害者施策を進めて行くことになりました。地域に暮らす障害を持った住民の実情を正確に把握することの重要性は、このように年々増えています。得られたデータはこれからの障害者施策を検討するための基礎資料として広く使用され、障害者福祉の向上に役立ちます。

今年度における調査は、厚生労働省へ報告書として提出され、インターネットなどで公開されますが、調査結果は統計的に処理したものであり、個人が特定されることはありません。

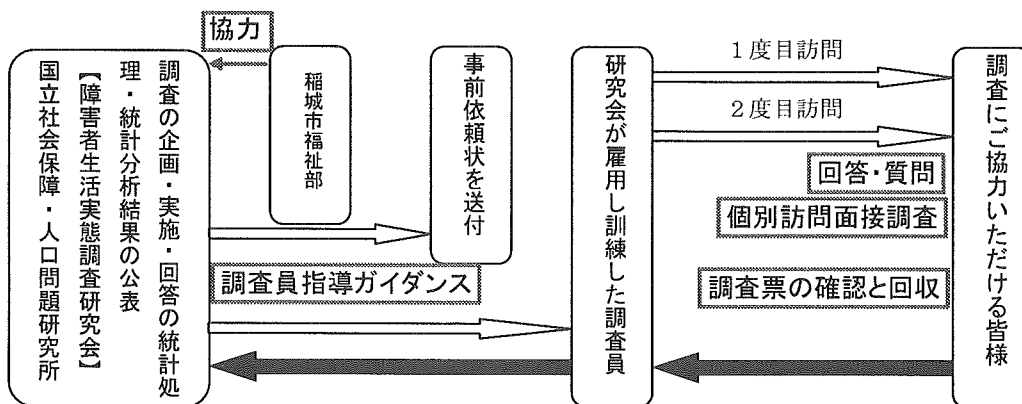
◇ 調査の対象

この調査は、稲城市の福祉部のご協力を得て、当市に居住するさまざまな障害をお持ちの成人（18 歳以上 65 歳未満）を対象にさせていただきます。

◇ 調査のしくみ

この調査は、自治体の協力と了解を得て実施します。事前に調査協力願いが郵送されてきた方へ、当研究会から指導を受けた調査員が皆さまのお宅を訪問します。調査員は少なくとも 2 度お宅を訪問いたします。第 1 回目の訪問では、調査についての説明を口頭で行い、ご協力いただけるかどうかを確認させていただきます。そして、その場で協力いただく時間がとれない場合は次のお約束をとって、事前にご記入いただく調査票をお渡しします。この調査は調査員が質問をして調査員が調査票に記録するインタビュー（面接）方式でおこないます。なお、基礎調査票 2 と 3 と 4 については、記入方法についてご説明したあと、各自でご記入いただく部分があります。第 2 回目の訪問時に、調査員が回収いたします。

調査実施に介助者や通訳者を必要とする方には、個別に対応させていただきます。



◇ プライバシー・個人情報の保護について

この調査票上の回答はすべて本調査研究の目的だけに用いられ、それ以外の使用はいたしません。統計を作成する過程では個人を特定する情報はすべて除外されます。したがって、個人情報が出ることは絶対にありません。また、諸事情や個人の判断でこの調査にご協力いただけなくとも、それがゆえに不利に扱われることは決してありませんのでご安心ください。

◇ その他のお問い合わせ

回答方法などについてのお問い合わせは、調査員におたずねください。調査の目的や調査結果の公表等については、主任研究者（勝又幸子：国立社会保障・人口問題研究所 企画部第 3 室長）まで、お問い合わせください。

電話 03-3595-2985（企画部代表） 電子メール yukiko-ka@ipss.go.jp Fax 03-3591-4912

別紙 1

◇ 障害者生活実態調査

この調査は次の4つの部にわかれています。

- ① 基礎調査票1 (ご本人の属性や障害の種類と程度や、ご家族のことについてお尋ねしています。) …青
- ② 基礎調査票2 (ご本人とご家族の所得、課税状況や家計支出についてお尋ねしています。) ……緑
- ③ 基礎調査票3 (ご本人の1ヶ月間の医療や介護サービスの受給状況についてお尋ねしています。) …ピン
- ④ 基礎調査票4 (ご本人の1日の生活時間についてお尋ねしています。) ……黄

ご回答いただくのは、調査の依頼を受けた「ご本人」です。ご家族や援助者の協力を得てご回答いただきますようお願いいたします。記入は自筆である必要はありません。

【基礎調査票1】については、「ご本人」と同居している方についても、お尋ねしています。この調査票は調査員が口頭で質問して記入します。同居していても、生計を共にしていない場合は同居とは考えません。血縁や婚姻関係の有無にかかわらず、生計を共にしている場合はご記入ください。施設やグループホームなどに入居している場合は、夫婦単位で入居している場合以外は、「同居者無し」と考えます。

【基礎調査票2】については、基礎調査票1で答えた世帯員全員の去年(平成16年1月～12月)の、所得、課税状況、についてきています。前年度の源泉徴収票や納税証明書、貯金通帳などをご用意の上、なるべく正確なところをお答えください。また、支出については今年の10月1ヶ月間のことを思い出してお答えください。

【基礎調査票3】は、11月21日～12月20日までの1ヶ月間の通院や入院、介護サービスをうけた実態を調べます。お手数ですが、毎日の様子を記録してください。

【基礎調査票4】は、指定された日について、1日の行動を記録していただきます。指定日は11月21日～12月20日の間の月曜日から金曜日の1日と土曜日又は日曜日の1日の合計2日間です。それぞれが記入した日付を調査票の右上に書き込んでいただきます。

【基礎調査票2、3、4】は、12月21日(水)～24日(土)に回収にまいりますので、お宅に訪問した担当調査員にお渡しください。なお、記入方法にご質問がある場合は、調査員におききいただき、第2回の訪問時にご記入いただいても結構です。

ご協力いただいた方には謝品(コンビニで使えるカード)1,000円相当を訪問ごとに用意させていただいています。ご多用のところ恐縮ですが、もれなくすべての調査票へ回答いただきますよう、ご協力をお願い致します。

障害者生活実態調査

【基礎調査票 1】

① この調査票は調査員が口頭で質問して記入します。

② 基礎調査票1では「ご本人」と同居している方についても、お尋ねしています。ただし同居していても、生計を共にしていない場合は答える必要はありません。同居人は血縁や婚姻関係の有無にかかわらず、生計を共にしている場合（日々の生活費を共同でまかなっている場合）に「同居人」と考えます。

（注）施設やグループホームなどに入居している場合は、夫婦単位で入居している場合以外は、「同居者無し」（＝単身世帯）と考えてください。

基礎調査票1 ※この票は調査員が記入します。

住居の状況	
(1) 住居の種類	(2) 居住至数、住居の床面積
1 持ち家 2 民間賃貸住宅 3 社宅・公務員住宅等の給与住宅 4 公社・公団等の賃貸住宅 5 親等・親類等の賃貸住宅 6 施設及・グループホーム 7 借間・その他	単独世帯のみ記入 1 住み込み、寄居等に居住する単独世帯 2 その他の単独世帯
1 一戸建て 2 共同住宅	室 <input type="text"/> 室 m ² <input type="text"/>

(14) 世帯主の記号
(4)から世帯主を記入
<input type="text"/>

(4) 世帯員記号	(5) 本人との続柄	(6) 性	(7) 出生年月	(8) 配偶者の有無	(9) 別居の子の有無	(10) 障害手帳の有無	(11) 在宅の6歳以上の者のみ記入		(12) 主な介護者の状況		(13) 日常生活の自立の状況	(14) 世帯主の記号
							手助けや見守りを要する者の続柄等	同別居の別	手助けや見守りを要する者の続柄等	同別居の別		
A	本人	1 男	1 大正 2 昭和 3 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	1 配偶者あり 2 未婚 3 死別 4 離別	1 あり <input type="text"/> 人 内別居 <input type="text"/> 人	1 持っている 1 身体障害者手帳 (障害名、障害の原因) 2 愛の手帳 1 1級 2 2級 3 3級 4 4級 5 5級 3 精神障害者保健福祉手帳 1 1級 2 2級 3 3級 2 持っていない	1 手助けや見守りを必要としない	1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記 <input type="text"/> 2 別居	1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記 <input type="text"/> 2 別居	1 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており自力で外出できる 2 屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない 3 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を除く 4 1日中ベッド上で過ごし、排洩、食事、着衣において介助を要する	1 11未満 2 11月～3月末未満 3 3月～6月末未満 4 6月～1年末未満 5 1年～3年末未満 6 3年～5年末未満 7 5年～10年末未満 8 10年～20年末未満 9 20年以上	
B	配偶者	1 男	1 大正 2 昭和 3 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	1 配偶者あり 2 未婚 3 死別 4 離別	1 あり <input type="text"/> 人 内別居 <input type="text"/> 人	1 持っている 1 身体障害者手帳 (障害名、障害の原因) 2 愛の手帳 1 1級 2 2級 3 3級 4 4級 5 5級 3 精神障害者保健福祉手帳 1 1級 2 2級 3 3級 2 持っていない	1 手助けや見守りを必要としない	1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記 <input type="text"/> 2 別居	1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記 <input type="text"/> 2 別居	1 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており自力で外出できる 2 屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない 3 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を除く 4 1日中ベッド上で過ごし、排洩、食事、着衣において介助を要する	1 11未満 2 11月～3月末未満 3 3月～6月末未満 4 6月～1年末未満 5 1年～3年末未満 6 3年～5年末未満 7 5年～10年末未満 8 10年～20年末未満 9 20年以上	

(4) 世帯員記号	(5) 本人との続柄	(6) 性	(7) 出生年月	(8) 配偶者の有無	(9) 別居の有無	(10) 障害者手帳の有無	(11) 在宅の6歳以上の者		(12) 主な介護者の状況		(13) 日常生活の自立状況											
							手助けや見守りの要否	手助けや見守りを要する者との続柄等	手助けや見守りを要する者との続柄等	同別居の別		性										
C	01 配偶者	1 男	1 大正	1 配偶者あり	△	1 持っている 1 身体障害者手帳 (級) (障害名) (障害の原因)	1 持っている 1 身体障害者手帳 (級) (障害名) (障害の原因)	1 手助けや見守りを必要としない	主たる介護者 1 配偶者 2 子 3 子の配偶者 4 父母 5 その他の親族 () 6 事業者 7 その他	1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記	1 男	1 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており自力で外出できる	1 1月未満 2 1月～3月未満 3 3月～6月未満 4 6月～1年未満 5 1年～3年未満 6 3年～5年未満 7 5年～10年未満 8 10年～20年未満 9 20年以上									
	02 子		2 昭和											2 未婚	2 愛の手帳 1 1級 2 2級 3 3級 4 4級 5 5級	2 愛の手帳 1 1級 2 2級 3 3級 4 4級 5 5級	2 手助けや見守りを必要とする (114)～(115)欄にも記入)	2 子	2 別居	2 2女	2 屋内での生活はおおむね自立しているが、介護なしには外出できない	3 3月～6月未満 4 6月～1年未満 5 1年～3年未満 6 3年～5年未満 7 5年～10年未満 8 10年～20年未満 9 20年以上
	03 子の配偶者		3 平成											3 死別	3 愛の手帳 1 1級 2 2級 3 3級	3 愛の手帳 1 1級 2 2級 3 3級	2 手助けや見守りを必要とする (114)～(115)欄にも記入)	3 子の配偶者	1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記			
	04 孫			4 精神障害者保健福祉手帳 1 1級 2 2級 3 3級		4 精神障害者保健福祉手帳 1 1級 2 2級 3 3級		4 父母	2 別居	2 女	4 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介護を要する											
	05 孫の配偶者			4 離婚				5 その他の親族 ()	5 その他の親族 ()			1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記	1 男	3 屋内での生活は何らかの介護を要し、日中もベッド上で生活が主体であるが座位を保つ	6 3年～5年未満 7 5年～10年未満 8 10年～20年未満 9 20年以上							
	06 父母							6 事業者	6 事業者	1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記	2 女					4 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介護を要する						
	07 配偶者の父母							7 その他	7 その他			1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記	2 女	4 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介護を要する								
	08 祖父									1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記	1 男				3 屋内での生活は何らかの介護を要し、日中もベッド上で生活が主体であるが座位を保つ	6 3年～5年未満 7 5年～10年未満 8 10年～20年未満 9 20年以上						
	09 兄弟姉妹											1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記	2 女	4 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介護を要する								
	10 その他の親族									1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記	2 女				4 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介護を要する							
	11 その他											1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記	2 女	4 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介護を要する								
D	01 配偶者	1 男	1 大正	1 配偶者あり	△	1 持っている 1 身体障害者手帳 (級) (障害名) (障害の原因)	1 持っている 1 身体障害者手帳 (級) (障害名) (障害の原因)	1 手助けや見守りを必要としない	主たる介護者 1 配偶者 2 子 3 子の配偶者 4 父母 5 その他の親族 () 6 事業者 7 その他	1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記	1 男				1 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており自力で外出できる	1 1月未満 2 1月～3月未満 3 3月～6月未満 4 6月～1年未満 5 1年～3年未満 6 3年～5年未満 7 5年～10年未満 8 10年～20年未満 9 20年以上						
02 子	2 昭和		2 未婚									2 愛の手帳 1 1級 2 2級 3 3級 4 4級 5 5級	2 愛の手帳 1 1級 2 2級 3 3級 4 4級 5 5級	2 手助けや見守りを必要とする (114)～(115)欄にも記入)			2 子	2 別居	2 女	2 屋内での生活はおおむね自立しているが、介護なしには外出できない	3 3月～6月未満 4 6月～1年未満 5 1年～3年未満 6 3年～5年未満 7 5年～10年未満 8 10年～20年未満 9 20年以上	
03 子の配偶者	3 平成		3 死別									3 愛の手帳 1 1級 2 2級 3 3級	3 愛の手帳 1 1級 2 2級 3 3級	2 手助けや見守りを必要とする (114)～(115)欄にも記入)			3 子の配偶者	1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記				1 男
04 孫			4 離婚				4 父母	2 別居	1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記	2 女	4 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介護を要する											
05 孫の配偶者							5 その他の親族 ()	5 その他の親族 ()				1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記	1 男	3 屋内での生活は何らかの介護を要し、日中もベッド上で生活が主体であるが座位を保つ	6 3年～5年未満 7 5年～10年未満 8 10年～20年未満 9 20年以上							
06 父母							6 事業者	6 事業者	1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記	2 女	4 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介護を要する											
07 配偶者の父母							7 その他	7 その他				1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記	2 女	4 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介護を要する								
08 祖父									1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記	1 男	3 屋内での生活は何らかの介護を要し、日中もベッド上で生活が主体であるが座位を保つ				6 3年～5年未満 7 5年～10年未満 8 10年～20年未満 9 20年以上							
09 兄弟姉妹												1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記	2 女	4 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介護を要する								
10 その他の親族									1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記	2 女	4 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介護を要する											
11 その他												1 同居 ↓ 世帯員記号 (4)欄からの転記	2 女	4 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介護を要する								

基礎調査票1 ※この票は調査員が記入します。

15歳以上(平成22年10月1日以前出生)の者のみ記入 (15)	
「所得を世う仕事の有無」と「就業希望の有無と理由」	
世帯員記号 1面(4)欄と 同じ記号へ記入	<p>仕事あり(16)～(18)欄にも記入</p> <p>(主な仕事のほかに別の仕事)</p> <p>1 主に家事で仕事あり 2 主に家事で仕事あり 3 主に通学で仕事あり 4 家事・通学以外のことが主で仕事あり</p> <p>1 探している 2 探していない</p> <p>(希望する仕事の形) 1 正職の職員・従業員 2 パート・アルバイト 3 労働者派遣事業所の派遣社員 4 契約社員・嘱託 5 自営 6 その他</p>
	<p>(就業希望)</p> <p>あり 1 すぐに仕事に就ける 2 すぐに仕事に就けない 3 なし</p> <p>仕事なし 1 通学のみ 2 家事(専業) 3 その他</p> <p>(すぐには就けない理由) 1 家事、就学のため 2 病気療養中のため 3 常に介護を必要とするため 4 通職がないため 5 (年金などの収入があり)働く必要がないため 6 その他</p>
A (本人)	
	<p>仕事あり</p> <p>(主な仕事のほかに別の仕事)</p> <p>1 主に仕事をしている 2 主に家事で仕事あり 3 主に通学で仕事あり 4 家事・通学以外のことが主で仕事あり</p> <p>1 探している 2 探していない</p> <p>(希望する仕事の形) 1 正職の職員・従業員 2 パート・アルバイト 3 労働者派遣事業所の派遣社員 4 契約社員・嘱託 5 自営 6 その他</p>
	<p>(就業希望)</p> <p>あり 1 すぐに仕事に就ける 2 すぐに仕事に就けない 3 なし</p> <p>仕事なし 1 通学のみ 2 家事(専業) 3 その他</p> <p>(すぐには就けない理由) 1 家事、就学のため 2 病気療養中のため 3 常に介護を必要とするため 4 通職がないため 5 (年金などの収入があり)働く必要がないため 6 その他</p>
B	

◎15歳以上の者で(15)欄で「仕事あり」の本人のみ記入。

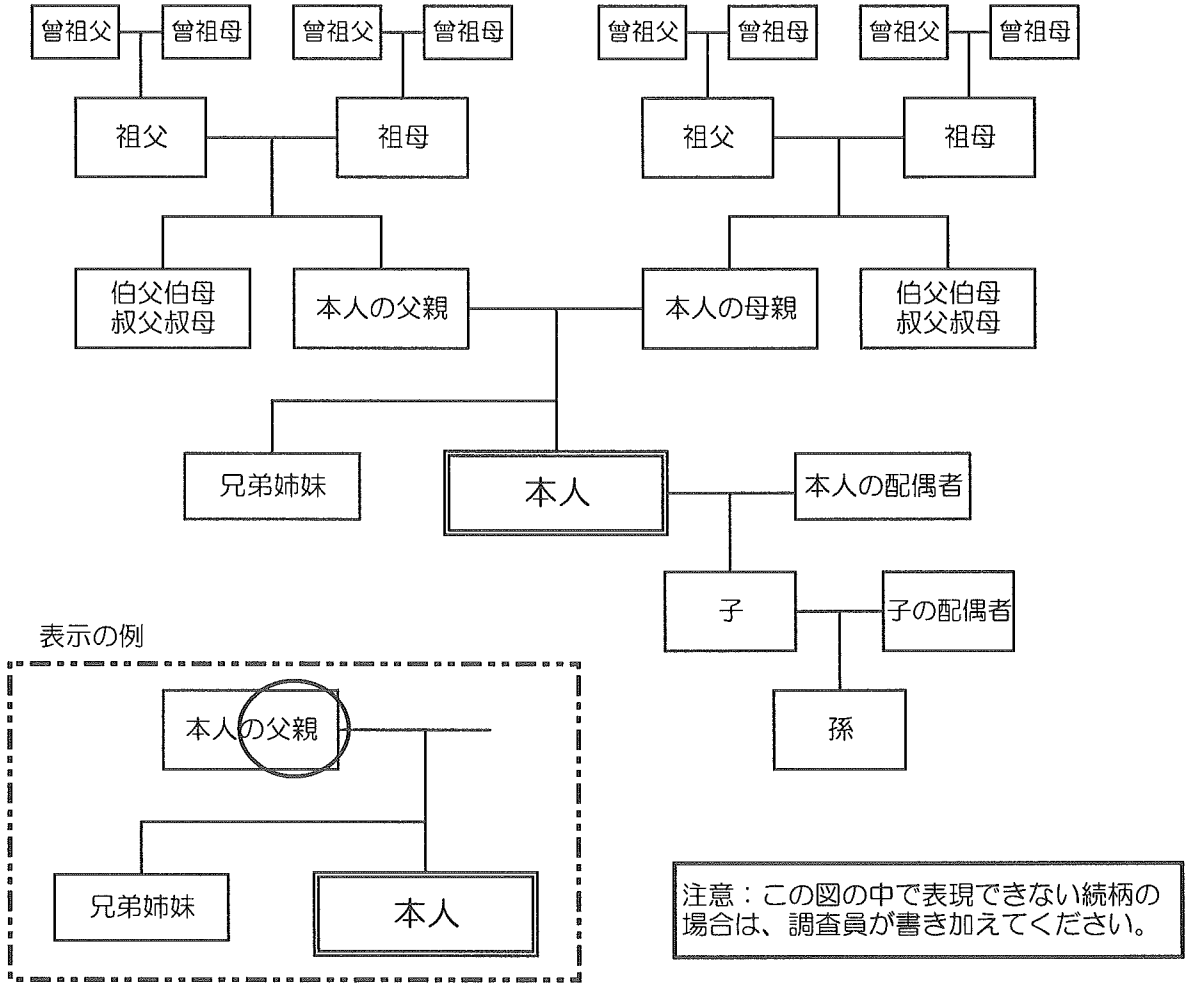
(16) 勤めの状況	(17) 勤め先などの企業全体の従業員数	(18) 1人当たりの1週間の就業時間
1 自営業主	・ 本社・本店・支店・出張所・工場などを含めた企業全体の従業員数を選択	・ 15時間未満
2 家族従事者	・ 国営・公営の事業所に雇用されている人は、官公庁を選択	・ 15～34時間
3 会社、団体の役員	1 1 ～ 4人	・ 35～39時間
4 常用雇用労働者	2 5 ～ 29人	・ 40～48時間
5 臨時雇・日雇い	3 30 ～ 99人	・ 49～59時間
6 内職	4 100 ～ 299人	・ 60時間以上
7 派遣施設等での就労	5 300 ～ 999人	・ 決まっていない
8 地域の作業所	6 1000 ～ 4999人	
9 NPO法人等で就労	7 5000人以上	
10 その他	8 官公庁	

15歳以上(平成2年10月1日以前出生)の者のみ記入 (15)	
「所得を伴う仕事の有無」と「就業希望の有無と理由」	
C	<p>仕事あり</p> <p>1 主に仕事をしている 2 主に家事で仕事あり 3 主に通学で仕事あり 4 家事・通学以外のことが主で仕事あり</p> <p>(主な仕事のほかに別の仕事) 1 している 2 していない</p> <p>1 探している 2 探していない</p> <p>(希望する仕事の形) 1 正期の職員・従業員 2 パート・アルバイト 3 労働者派遣事業所の派遣社員 4 契約社員・嘱託 5 自営 6 その他</p> <p>仕事なし</p> <p>5 通学のみ 6 家事(専業) 7 その他</p> <p>(就業希望) あり なし</p> <p>1 すぐに仕事に就ける 2 すぐに仕事に就けない 3 なし</p> <p>(すぐには就けない理由)</p>
D	<p>仕事あり</p> <p>1 主に仕事をしている 2 主に家事で仕事あり 3 主に通学で仕事あり 4 家事・通学以外のことが主で仕事あり</p> <p>(主な仕事のほかに別の仕事) 1 している 2 していない</p> <p>1 探している 2 探していない</p> <p>(希望する仕事の形) 1 正期の職員・従業員 2 パート・アルバイト 3 労働者派遣事業所の派遣社員 4 契約社員・嘱託 5 自営 6 その他</p> <p>仕事なし</p> <p>5 通学のみ 6 家事(専業) 7 その他</p> <p>(就業希望) あり なし</p> <p>1 すぐに仕事に就ける 2 すぐに仕事に就けない 3 なし</p> <p>(すぐには就けない理由)</p>

基礎調査票 1 の付票

注意：この票は調査員が記入します。

基礎調査票 1 の設問 (14) で世帯主であると答えた世帯員番号 (B~D) は下の図でどの続柄にあてはまるか、調査員の方は確認してください。そしてその続柄の人に○をつけてください。



障害者生活実態調査

【基礎調査票 2】

① この調査票は、記入方法の注意説明だけ調査員から受けて、次回調査票の回収に来るときまでに、各自で記入しておいてください。

② 基礎調査票1で答えた世帯員全員の去年（平成16年1月～12月）の、所得、課税状況についてきています。前年度の源泉徴収票や納税証明書、貯金通帳などをご用意の上、なるべく正確なところをお答えください。

③ 支出については、原則今年（平成17年）10月の1ヶ月間のことをきています。思い出して、おおよそで結構ですからお答えください。